

民生関係 < つづき >

16	戸籍電算処理	浅科村・望月町が戸籍電算処理を実施しています。 合併前に佐久市・臼田町において統合可能なシステムにより電算化を実施し、合併と同時にシステムの統合を行います。
17	高齢健康優良者表彰	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 【表彰対象者】老人保健医療受給者・前年無診療の者・介護保険給付サービス利用者及び社会福祉施設入所者でない者 【表彰方法】表彰状と記念品を交付 その他、健康管理のため、健康診査の受診勧奨もあわせて行います。
18	低所得世帯医療資金貸付事業	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 1. 貸与対象者：市民税均等割世帯に属する者で次の要件を満たす者 （1）市内に6ヶ月以上住所を有すること。（2）医療費を一時に支出することが困難な者 （3）他から医療費の貸与若しくは給付を受けることができない者 2. 貸与対象医療費：医療費給付額の額 3. 貸与利率：無利子
19	国民健康保険税の賦課	4市町村の税率・納期に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施し、合併後、速やかに税率の見直しを行います。
20	国民健康保険運営協議会	4市町村とも設置しています。合併時、国民健康保険法の規定により設置します。
21	任意給付金（国保事業）	臼田町・浅科村が実施していますが、給付対象に違いがあります。 合併時、被保険者が結核予防法第34条または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による医療を受けたときに当該被保険者が負担する額を支給します。 【給付額】結核予防法または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による自己負担額（医療費の5%）を給付します。*残りの95%は法律に基づく公費負担
22	国民健康保険高額医療費資金貸付事業	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、対象者に違いがあります。 合併時、貸与対象を国民健康保険加入者の高額療養費の支給に係わる者とし、貸付額を高額療養費支給見込みの100分の90に相当する金額として実施します。
23	出産資金貸付事業（国保事業）	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、貸付額に違いがあります。 合併時、貸付額を出産育児一時金の80%(240,000円)以内に統一します。
24	葬祭費（国保事業）	4市町村の支給金額に違いがあります。合併時、支給金額を30,000円に統一します。
25	人間ドック受診者補助金（国保事業）	佐久市・浅科村・望月町が実施していますが、補助対象者・補助金額に違いがあります。 合併時、補助金額を日帰り15,000円、1泊2日25,000円に統一して実施します。 また、補助対象者の年齢制限は廃止します。
26	疾病予防事業（国保事業）	臼田町が実施しています。新市において誕生月健診や国保加入者の人間ドック助成事業を実施することで対応するため、合併時、廃止します。
27	健康優良家庭表彰（国保事業）	佐久市が実施しています。共済組合等の健康保険制度においても同様の事業は廃止の方向にあることを踏まえ、新市として早期発見・早期治療の観点から国保事業を推進するため、合併時、廃止します。
28	環境基本計画	佐久市が策定しています。現行の佐久市環境基本計画を基本に、新市において策定します。
29	衛生委員会	4市町村とも類似の委員会を設置していますが、組織・活動状況に違いがあります。 合併時、新市において佐久市連合衛生委員会・臼田町環境衛生組合連合会・浅科村環境衛生推進委員会・望月町環境衛生推進員を統合のうえ、新たな連合衛生委員会として組織を設置します。
30	環境審議会	佐久市・臼田町が設置しています。合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置します。 なお、同時に浅科村自然環境保護審議会・浅科村公害対策審議会・望月町公害防止監視委員会についても、環境審議会に統合します。
31	自然環境保護審議会	浅科村が設置しています。合併時、環境審議会に統合した新たな組織で対応するため廃止します。
32	公害対策審議会	浅科村・望月町が設置しています。合併時、環境審議会に統合した新たな組織で対応するため廃止します。
33	連合衛生委員会補助金	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例により実施します。なお、佐久市環境浄化活動補助金・臼田町環境衛生組合連合会補助金についても、合併時、連合衛生補助金に統合します。
34	環境浄化活動補助金	佐久市が実施しています。合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止します。
35	環境衛生組合連合会補助金	臼田町が実施しています。合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止します。
36	馬坂・広川原地区環境衛生補助金	臼田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。